

山田町総合評価落札方式試行要領

平成22年8月28日町長決済

(趣旨)

第1 この要領は、山田町が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の12第4項及び第167条の13の規定に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)による指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 総合評価競争入札の対象工事は、入札価格及び入札者の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献度等を総合的に評価することが妥当と認められる工事の中から町長が決定する。

2 対象工事の選定については、山田町建設業者格付審査委員会(以下「委員会」という。)の審査を経るものとする。

(指名業者の選定)

第3 町長は、有資格業者(町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程(昭和59年山田町告示第66号)第6条に規定する資格者名簿に登載された者をいう。)について、工事の経験、施工実績の評価及び対象工事の規模等を勘案して、指名業者の選定を行う。

2 指名業者の選定については、委員会の審査を経るものとする。

(指名業者への通知等)

第4 総合評価競争入札を実施するときは、第3で選定された業者に対し政令第167条の12第2項から第4項の規定により通知しなければならない事項について通知する。

2 総合評価競争入札を実施するときは、入札説明書(様式第1号)を作成し、前項の規定による通知と同時に交付するものとする。

(落札者決定基準)

第5 町長は、総合評価競争入札を実施するときは、当該入札に係る申込みのうち価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を決定するための基準(以下「落札者決定基準」と

いう。)を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の13の規定により、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見を聴くものとする。
- 3 落札者決定基準には、評価基準、総合評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。
- 4 落札者決定基準の決定については、委員会の審査を経るものとする。

(評価基準)

第6 評価基準は、次の各号に掲げる評価項目に得点を配分して行うものとする。

- (1) 業者の施工能力に関する事項
- (2) 配置予定技術者の能力に関する事項
- (3) 地域貢献に関する事項

(総合評価の方法)

第7 総合評価落札方式で定める評価は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価点 価格評価点と技術評価点を総合した評価点
- (2) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 技術評価点 価格以外の要素から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、落札者決定基準に基づき算定するものとする。

(評価項目算定資料の提出及び審査)

第8 町長は、価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「評価項目算定資料」という。)の提出を求めるものとする。

2 前項の資料は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目算定資料の提出について(様式第2号)
- (2) 施工実績評価資料(様式第3号)及び添付資料
- (3) 配置予定技術者評価資料(様式第4号)及び添付資料
- (4) 地域貢献評価資料(様式第5号)及び添付資料

3 評価項目算定資料は、封筒に入れ封かんのうえ、提出日に持参により提出するものとする。

4 提出した評価項目算定資料の変更は、認めないものとする。

5 提出日に評価項目算定資料を提出しない者は、入札に参加することはできない。

6 評価項目算定資料の審査は、委員会で行うものとする。

(落札者決定の方法)

第9 入札参加者のうち、総合評価点が最も高く予定価格の制限の範囲内にある者を落札予定者とする。

2 前項の規定に該当する者が、2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引く方法により落札予定者を決めるものとする。

3 町長は、第5第2項の規定により、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるときは、その結果を考慮し落札者を決定するものとする。

(入札結果等の公表)

第10 町長は、落札者が決定した場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第7条第2項の規定により公表しなければならない事項について、遅滞なく公表するものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第11 町長は、落札者が総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合は、契約の解除又は指名停止等の措置を行うことができる。

(秘密の保持)

第12 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(補則)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

様式第1号（第4関係）

入 札 説 明 書

山田町の 工事に係る指名競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札対象工事

工事名	工事
施工場所	山田町 地内
予定履行期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
工事概要	
その他	

2 入札日程等

設計書の縦覧	期間 平成 年 月 日か ら入札日まで（閉庁日を除く）	縦覧場所：山田町役場 課 縦覧時間：午前8時半～午後5時半
評価項目算定資料の提出	平成 年 月 日（ ）	評価項目算定資料：様式は別に定める。 提出場所：山田町役場 課 提出時間：午前9時～午後4時 提出方法：封入のうえ、持参により提出すること。

		<p>封筒の中身が透けて見えないものを使用し、次の事項を記載するものとする。</p> <p>① 表面に記載する事項 ア 評価項目算定資料在中 イ 工事名</p> <p>② 裏面に記載する事項 ア 住所、商号又は名称、代表者の氏名、電話番号及びFAX番号</p>
入札会	平成 年 月 日 ()	場所： 時間： 時 分
入札及び落札者決定の方法	<p>① 入札執行者は、開札後予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高い者を落札者として公表する。ただし、学識経験者の意見聴取を行ったうえで落札者を決定しなければならない場合は、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。</p> <p>② 予定価格の制限の範囲内で入札されたすべての入札金額の平均額に、0.8を乗じて得た価格を下回った価格で入札した者は、自動的に失格者となる。</p> <p>③ 入札書に記載する金額は、契約希望金額から消費税及び地方消費税を差し引いた後の額とする。</p> <p>④ 提出した入札書は、書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできない。</p>	
入札結果の公表	平成 年 月 日 ()	
疑義の照会の受付	平成 年 月 日まで (閉庁日を除く。)に書面により提出	様式：別に定める。 提出場所：山田町役場 課 提出時間：午前9時～午後4時 提出方法：持参
疑義への回答	平成 年 月 日までに照会者に対して書面により回答	

3 入札保証金

入札保証金	
契約保証金	契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことがある。 ① 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険を契約したとき。 ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 ③ 契約者が過去2ヵ年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しない恐れがないと認められるとき。
支払条件	前払金 有（40%以内） ・ 無 部分払 有 ・ 無
契約条項を示す場所	契約書及び入札を定めている山田町財務規則等については、次の場所において閲覧できる。 場所：山田町役場 課

4 入札等

- (1) 入札参加者は、指名通知書、仕様書、（金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）、図面、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

5 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
ア 入札執行前であっても、入札辞退届を契約担当者に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
イ 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印をしていない入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (5) 明らかに連合と認められる入札
- (6) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 評価項目算定資料を提出しない者のした入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

8 失格基準価格

予定価格の制限の範囲内で入札されたすべての入札金額の平均額に、0.8を乗じて得た価格を下回った価格で入札した者は、自動的に失格者となる。

9 契約及び工事着手

- (1) 落札者は、契約書を作成する場合において、契約担当者等から交付された契約書の案に基づいて作成し、記名押印のうえ、落札決定の日から7日以内にこれを町長に提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- (3) 工事着手の期限は、契約の日から5日以内とする。

10 契約の保証

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の各号のいずれかに該当する書類を提出又は提示しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金納付に係る領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品
- (3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約に係る証券

11 総合評価に関する事項

別紙「落札者決定基準」のとおり

12 その他

この説明書に記載のない事項については、指名競争入札心得によるものとするが、入札内容について不明な点については、次に照会すること。

山田町役場 課 () 電話

様式第 2 号（第 8 関係）

平成 年 月 日

山田町長 様

住所（所在地）：

商号又は名称：

代表者氏名： ⑩

電話・FAX：
（作成担当者氏名： ）

評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

- 1 工事名
- 2 施工場所
- 3 評価項目算定資料
 - (1) 施工実績評価資料（様式第 3 号）
 - (2) 配置予定技術者評価資料（様式第 4 号）
 - (3) 地域貢献評価資料（様式第 5 号）

様式第3号（第8関係）

施工実績評価資料

商号又は名称：

工 事 概 要 等	発注者名	
	工事名	
	施工場所	
	請負金額	円
	工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	工事概要	

- ※ 本書は、入札説明書に示す落札者決定基準に基づき作成すること。
- ※ 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- ※ 工事概要は、落札者決定基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- ※ 記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者名が確認できる部分））の写しを添付すること。ただし、CORINS等の記載内容で工事内容等が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

様式第 4 号（第 8 関係）

配置予定技術者評価資料

商号又は名称：

配置予定技術者の 役 職 ・ 氏 名		
最 終 学 歴		
法令による資格・免許		
同種・類似工事の条件		
公 共 工 事 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発 注 機 関	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	受 注 形 態 等	
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	同種又は類似の工事であることが確認できる内容を記載すること。

※ 本書は、入札説明書に示す落札者決定基準に基づき記入すること。

※ 該当しない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

※ 法令による資格・免許については、内容を証明する書類の写し等を添付すること。

※ 記載する工事の CORINS（登録されていない場合は、配置予定技術者が確認できる資料）の写しを添付すること。

様式第5号（第8関係）

地域貢献評価資料

商号又は名称：

1 営業拠点の所在地

営業拠点の所在地	
----------	--

※ 営業拠点の所在地は、町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程第4条に基づく申請書の住所を記載すること。

2 草刈等業務の実績

活動年度	活 動 の 内 容

※ 前2会計年度における町内での活動（体験学習、側溝の土砂上げを含む。）実績を記載すること。

※ 該当しない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

3 除排雪業務の実績

活動年度	活 動 の 内 容

※ 前2会計年度における町内での活動実績（受託業務を含む。）を記載すること。

※ 該当しない場合は、表中に「該当なし」と記入すること。

4 雇用者数

町内在住者で社会保険の被保険者である雇用者数	左記以外の雇用者数
人	人

※ 提出日時点での雇用者状況を記載すること。

※ 名簿の様式に定めはないが、雇用者の住所と氏名を記載すること。